

計算書類の注記（大峰寮拠点区分に関して）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価法は移動平均法による原価法で行っています。
- (2) 固定資産の減価償却は定額法で行い、表記は間接法で行っています。
- (3) 退職給付引当金は新潟県社会福祉協議会の実施する退職金共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する部分を計上しています。

2. 重要な会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の共済に加入しています。この分の退職給付引当金の計上は行っておりません。

新潟県民間社会福祉職員退職積立基金に加入しています。この分の退職給付引当資産及び退職給付引当金は掛金累計額で計上しています。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

大峰寮拠点区分が作成する計算書類とサービス区分は以下の通りです。

- (1) 大峰寮拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 「障がい者支援施設大峰寮」
 - イ 「短期入所」
 - ウ 「GH かたくり」
 - エ 「GH すみれ」
 - オ 「相談支援」
- (2) 大峰寮拠点区分が作成する計算書類
 - ア 大峰寮拠点区分計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
 - イ 大峰寮拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）
 - ウ 大峰寮拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下の通りです。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	193,935,842	0	0	193,935,842
建物	226,010,737	0	−10,003,691	216,007,046
合計	419,946,579	0	−10,003,691	409,942,888

6. 固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当はありません

7. 担保に供している資産

(1) 担保に供されている資産は以下の通りです。

定期預金（移行時特別積立預金） 14,000,000 円

(2) 担保している債務の種類及び金額は以下の通りです。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 3,500,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産は間接法で表記しているため省略します。

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当はありません。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

11. 重要な後発事象

該当事項はありません。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当事項はありません。